

平成24年12月19日

富士市特別職報酬等審議会会長 様

富士市長 鈴木 尚

特別職報酬等の額について（諮問）

富士市議会議員の議員報酬及び常勤の特別職（市長、副市長及び監査委員）の給料の適正額について御審議の上、御答申賜りたくお願いいたします。

平成24年度富士市特別職報酬等審議会（第1回）

- I 日 時 平成24年12月19日（水） 午後3時～5時
- II 場 所 市役所8階政策会議室
- III 出席委員
- | | |
|------------------|--------|
| 富士市医師会 議長 | 上田 正山 |
| 女性ネットワーク富士 理事 | 内田 貴子 |
| 富士市農業協同組合 代表理事専務 | 勝亦 光明 |
| 東海税理士会富士支部 会員 | 小林 正代 |
| 富士青年会議所 事務局長 | 後藤 容一郎 |
| 社会保険労務士会富士支部 会計 | 志村 高子 |
| 富士常葉大学 教授 | 下田 路子 |
| 富士市町内会連合会 会長 | 杉山 由隆 |
| 富士地区弁護士会 会員 | 立石 健二 |
| 富士市消費者運動連絡会 代表 | 田中 富子 |
| 富士商工会議所 副会頭 | 増田 正之 |
- IV 事務局 総務部 人事課 給与担当
秋山総務部長、渡辺議会事務局次長、畔柳人事課長、片田統括主幹、味岡
給与担当主幹、小長谷主査、芹澤主査
- V 議 題 特別職職員の報酬等の額の改定について

【進行内容】

- 1 委嘱状の交付
- 2 市長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長の選出、会長代理の指名
増田委員が推薦され、全員一致で選任される。会長代理には杉山委員が指名される。
- 5 諮問
市長より諮問書が会長に手渡される。
- 6 審議会開会
 - ① 総務部長より諮問についての説明
 - ・ 本日のため、2回の審議会を開き、答申まで進めていただきたい。
 - ・ この答申の内容によって、条例の改正が必要になった場合、答申を最大限に尊重し、今後の定例市議会に上程していくこととなる。
 - ② 2回目の日程について
次回は12月26日（水）午後3時から市役所8階政策会議室。
 - ③ 資料説明
給与担当主幹より、配付済みの資料を順番に説明。

配付資料

- ・ 富士市特別職の報酬等の改定経過
- ・ 県内各市の特別職報酬等の状況
- ・ 県外類似都市の特別職報酬等の状況
- ・ 国の特別職給与及び国会議員歳費の改定状況
- ・ 人事院勧告の状況
- ・ 一般職の給与改定の状況
- ・ 特別職と一般職の給与比較
- ・ 消費者物価指数の推移
- ・ 富士市特別職報酬等審議会委員名簿
- ・ 富士市特別職報酬等審議会条例
- ・ 富士市特別職の職員の給与に関する条例（抜粋）
- ・ 富士市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
- ・ 類似都市（特例市）の財政状況（追加資料）
- ・ 類似都市（特例市）における特別職の給料等（条例本則）の状況（追加資料）
- ・ 類似都市（特例市）における特別職の給料等（特例減額後）の状況（追加資料）

審議の状況（要約）

- これから、特別職の報酬を審議していきたい。各委員より質問や意見をいただきたい。

前回（平成22年度の審議会）の審議会に参加されている委員と、今回初めて参加されている委員がいる。全委員から意見をいただきたいが、まず前回参加されている委員から意見をいただきたい。[会長]
- 前回の審議会のときに、私は市長給料について、引き上げ答申の際には引き上げて、引き下げ答申のときには引き下げてほしいと述べた。答申を尊重していただかないと、他市と比較すると、他市は引き下げて、富士市は現状維持となると、なぜ富士市は引き下げないのかということになる。他市は引き上げ答申の際には引き上げているから引き下げることができる。ただ、富士市の今の税収事情からすると、引き上げることは難しいと考える。[委員]
- 前回は現状維持に賛成した。今回も引き上げるのはどうかと思う。[委員]
- 市長や行政がどれだけ努力したかの結果が地方に反映される。それが地方交付税の交付団体となったことは住民にとっては悲しいことである。税収がこれだけ落ちているにもかかわらず、現状維持はいかがかと思う。また一般職の給料も引き下げられている現状からすると、市長の給料だけ現状維持はどうかと思う。市長の政策によって税収が上がれば給料を上げていただいてもいいと思う。[委員]
- Q 先ほどの事務局の説明で、税収は類似都市の中で8番目ということを理解したが、経常収支率が他の類似都市と比較して低い理由を知りたい。収入に対する支出の割合だという理解でいいか。[委員]

A そのとおりです。富士市は他市と比較すると、支出の割合が低いということになります。

○ 市長の給料が100万円というのは決して高いとは思わない。ただ、賞与について、民間企業の社長であれば、企業の業績に応じて変化するが、あらかじめ決定されているのが気になる。「委員」

○ そうですね。給料以外に期末手当も支給されているということ踏まえて考えていただく必要があるということですね。「会長」

○ 民間の経済状況は良くない。行政に関しても青少年の船事業の廃止や、岳鉄の存続などの問題をはじめとして大変な状況である。また今年から交付団体となっている。そういう状況を踏まえると、市長の給料は現状維持でいいのかと考える。「委員」

○ 仕事柄、民間の給料を扱っているが、厳しい状況である。中小企業の給料は下がっている。そのような状況のなかで富士市は交付団体となった。

先ほど話題になった経常収支率だが、富士市は他市と比べて数字はいい。それはこれまでの社会資本がよかったことが大きいのではないか。しかし、現状は民間の経営状況が悪くなっていることを考えると、市長等の給料も考えるべきときではないかと思われる。「委員」

○ たくさんの学生と接しているが、就職が非常に厳しい状況であり、家庭を見てもそれほど良くなっているとは思えない。特別職の仕事は誰でもできる仕事ではないのは分かるが、よほど活躍して市民が評価できるなら上げることでもいいだろうが、今の段階で上げるのは市民感情としては納得できないのではないか。「委員」

○ 何を基準にして論議するかが難しい。他市との比較を重要視するのか、一般的な市民感情をよりどころとするのか。私は一般市民と接する機会が多いが、市民の声を聞くと、上げられる状況ではないし、理由が見つからない。前々回の答申の際に市長は引き上げを辞退されたが、現状を見ると、引き下げた方がいいという意見もある。「委員」

○ 上げるにしても下げるにしても、税収の状況に重点をおくか、市民感情にどこまで配慮するか、他市との比較を重要視するか、そこが難しいということですね。「会長」

Q 特別職の給料、報酬の適正額について審議してほしいと言われているが、そのとおりだとすると、特別職の適正額は具体的にいくらであるとするのが答申のはずだと思うが、これまでの運用の仕方として、求められている答申としては、現状維持でよいのか、増額すべきなのか、増額するならいくら増額するのか、減額するのか、減額するならいくら減額するのが相当であるかを求められているという理解でよろしいか。「委員」

A 適正額をお願いしていますので、基本的には金額を求められています。結果的に現状維持が適正額であるとなりますと据え置きになりますし、増額、減額となりますと、最終的にいくらが適正なのかを決めていただきたいのです。

Q これだけの資料で、しかも2回の審議で決めるのは難しいが、現状維持なのか、

増額なのか、減額なのか。増額するならその適正な幅はいくらかを出せばよろしいと理解すればいいですね。

その上で、条例を見せていただきましたが、議員の報酬についても、特別職の給料についても、その金額を改定する議案は白紙の状態ですよね。白紙の状態で諮問されていますが、その根拠は条例上、どこにあるのでしょうか。

審議会条例第2条をみますと、特別職の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くとあるので議案が提出されることが前提となっているのだが、白紙の状態で諮問されている状態です。今までの経緯のなかで、2条だけだったら、議案を提出するときだけ審議会を開けばいいのだろうが、2年に1回の定期で、議案を出すか出さないか分からない状態で諮問をされている。白紙で諮問されている経緯を教えてください。[委員]

A 委員のおっしゃるとおりです。運用としましては、答申をいただき、現状維持ですと、条例の提出はありません。額が変わる場合は、市長、議会に報告して、最終的に議案をどうするかは、市長が判断しますが、前々回の答申の際にはその後の経済状況の悪化から市長、副市長の増額は見送った経緯がございます。他市では額をあらかじめ設定して諮問する団体がありますが、富士市では、従前から審議会を定期的に開催し、白紙諮問させていただき、現在の額が適正かどうかを検討させていただいております。

Q 審議会条例は、本来、額は議会で決定すればいいのだが、市民の意思を金額のなかに反映させようとしていて、第2条だけに限らず、一步前に進めていると理解してよろしいでしょうか。他市についてもそういう理解でよろしいでしょうか。[委員]

A 他市については、扱っている内容が異なる場合がございます。期末手当や退職手当、政務調査費等を審議内容に含めている団体があります。

当市では平成7年度から平成14年度まで開催せず、その後2年置きに開催していますが、他市では、何十年ぶりという団体もありまして、その場合は2回だけではなく、何回も審議をお願いしている団体もあります。審議会のやり方は団体によって違いがあります。

○ 定期にやっているから情報の交換がよりなされているということなのですね。

ということで、条例を一步進めることが求められておりますので、現状の額について私の意見を述べます。今、他委員から判断要素の話が出ました。民間の景気が厳しい状況です。一般職についても減額ないし横ばい。民間は更に厳しい。市民感情を考えると少なくとも増額については考えるわけにはいかないと思います。しかし、他の判断要素も考えるべきで、一つは富士市の財政状況、税収ですが、地方交付税の不交付団体から交付団体となったことですが、全国で不交付はほとんどありませんよね。静岡県でも富士市が不交付団体だったときは富士市を含めて3団体だけですよね。交付団体になっただけで、富士市の財政状況が一気に悪化したのかどうかという問題があると思います。また、もう一つの判断要素として、他の類似都市の特別職の報酬の対比を見ますと、富士市は決して高いわけではないようです。

一般市民感情からするとどこも下がっているから下げるべきだという意見は分かりますが、しかしそういう感情的なことだけで流されていいのかどうか。もう一つ、一番大きな判断要素ですが、その職責は重大ですよ。富士市の代表者です、市長は。もちろん副市長や他の特別職、議員もいらっしゃるが、そういう人たちも重責を担っています。そうした特別職の報酬を市民感情だけで直ちに減額していいかどうか。私の意見は現時点では現状維持です。[委員]

○ 前は現状維持だったが、今回はそれまで以上に世界情勢が悪化している。全国で年収240万以下の人が40%という統計があるが、今、生活することが大変だと思います。我々の団体もいろんな交付金がカットされている。他の団体も軒並みカットされている。そういう状況のなかで、特別職の報酬がこのままで果たしていいのかどうかという気持ちがあります。[委員]

○ 市長の給料は、前市長の時から変わっていない。そういう意味では上げるときには上げてもらいたい。これまでの間、景気のいいときもあった。私たちが市民のプライドもある。他市の市長の給料との比較も判断材料となる。[委員]

Q 前々回の市長の辞退について教えていただきたい。[委員]

A 平成20年ですが、富士川町との合併もございまして、常勤の監査委員も新設される状況でした。他の類似都市と比較して引き上げ答申をいただきましたが、市長と副市長についてはその後のリーマンショックなどで、辞退しましたが、議員については答申を尊重して引き上げられたという経緯でございます。

Q 前々回の答申では、市長、副市長についても引き上げられたということですね。[会長]

A 資料の1ページをご覧ください。市長と副市長については、100万円から105万円に、副市長については81万円から85万円に引き上げ答申となったのですが、辞退し、議会に議案を上程しませんでした。

○ 何に根拠を置くかが定まらないと、答申できないのではないかと。[委員]

○ 市長という立場は非常に大切に、激務であるのは承知している。ただ、問題は税金が上がるか上がらないかは、市長の政策の方向性にかかっているということ。このままだと、富士市は企業がなくなって、税金が少なくなって衰退してしまうのではないかと心配している。もっと光る政策を出してもらって、富士市を引っ張って行ってほしい。そういう期待を込めて、減額した方がいいと思う。[委員]

○ 判断要素として、具体的な市長の政策論は抽象的で、誰が市長となったとしても、条例を変えない限りは給料の額は変わらない。なので、現市長の政策がどうだったとか、結果がどうだったということは判断要素としては成り立たないのではないかと。[委員]

○ しかし、現実問題として、これだけ税金が下がっていること責任は市長にある。長たるものはそれだけ責任をもってやってほしいということです。[委員]

○ まず、市長の報酬が決まってくれば議員もこれに続いていくと考えてよろしいですね。[会長]

- 民間会社の社長は給料が減っている。私としては、他市との比較というより、我々富士市の住民がどう考えているかを重要視して決めるのが重要だと思うし、よくて現状維持で、減額もやむなしと思う。[委員]
- 次に、議員の報酬について絞って意見を述べていただきたい。[会長]
- 議員定数については、今後意見交換会を開く予定だが、市民感情で削減という形で意見を述べていきたいし、定数が減れば歳費も少なくなると思う。[委員]
- 議員の定数が減れば現状維持でもいいと思う。[委員]
- 市長を下げて、議員を現状維持ということにはならないと思う。[委員]
- Q 今回の議論を踏まえて、答申に関して、市長の報酬と議員の報酬は連動していると考えてよろしいか。[会長]
- A 答申案のたたき台を作成します。
- Q 平成22年のたたき台ですが、A案、B案についてですが、A案は全員据え置きでB案は議員については概ね0.41%減額ということだったわけですね。結果的に結論としては全員据え置きということになったわけですね。
- A そのとおりでございます。
- 私自身全員据え置きでいいと思っていますが、敢えて減額の意見が多いということであれば、前々回は議員だけ増額され、前回は全員現状維持である。ここで減額ということであれば、前々回増額されなかった人は減額されたものと一緒であることから、今回は前々回増額された人を減額する考え方もありうると思う。[委員]
- これまでの意見を集約して、事務局で現状維持案と減額案を2つ作成してもらいたい。[会長]

② 審議の結果

今回の審議内容を反映させた資料を事務局にて作成し、今週中に各委員へ配付、それをたたき台に次回検討する審議をすることとする。

7 審議会閉会

平成24年度富士市特別職報酬等審議会（第2回）

- I 日 時 平成24年12月26日（水） 午後3時～4時50分
- II 場 所 市役所8階政策会議室
- III 出席委員
- | | |
|------------------|--------|
| 富士市医師会 議長 | 上田 正山 |
| 女性ネットワーク富士 理事 | 内田 貴子 |
| 富士市農業協同組合 代表理事専務 | 勝亦 光明 |
| 東海税理士会富士支部 会員 | 小林 正代 |
| 富士青年会議所 事務局長 | 後藤 容一郎 |
| 社会保険労務士会富士支部 会計 | 志村 高子 |
| 富士常葉大学 教授 | 下田 路子 |
| 富士市町内会連合会 会長 | 杉山 由隆 |
| 富士地区弁護士会 会員 | 立石 健二 |
| 富士市消費者運動連絡会 代表 | 田中 富子 |
| 富士商工会議所 副会頭 | 増田 正之 |
- IV 事務局 総務部 人事課 給与担当
秋山総務部長、渡辺議会事務局次長、畔柳人事課長、片田統括主幹、味岡
給与担当主幹、小長谷主査、芹澤主査
- V 議 題 特別職職員の報酬等の額の改定、答申案について

【進行内容】

1 審議会開会

① 資料説明

給与担当主幹より、答申案（据え置きのA案、概ね0.21%減額のB案）、追加資料を説明。

- ・ 追加資料 4年間の年収変化状況

② 審議の状況（要約）

○ B案に賛成である。他市と比較して中間ぐらいであるという資料もあるが、富士市の現在の状況を考えると減額するべきと考える。減額幅についてもB案がちょうどいい。現状維持については、一般職も給料が下がっている状況で、市民感情を考えると、特別職も市民と同じ苦しみを分かち合うべきである。[委員]

Q 0.21%の改定の根拠を。(会長)

A 昨年度と今年度の人事院勧告の内容と、一般職の給与改定率を説明。

○ A案に賛成である。市民感情という考えもあるが、私の感情は一般職とは職責の違いからして同列に考えることはできないと考える。ただ、前々回、市長以下3名は辞退し、議員は増額された経過を見ると、私自身は現状維持でいいと考えるが、

どうしても減額せざるをえないならば、議員については元に戻してあげればいい。B案については、かなり引き下げ幅が狭い。引き上げのときには高い引き上げ率をとっているのだから、そうであるならば、20年の引き上げた当時に戻せばいい。ただ、議員だけ元に戻すことが難しいということなら、全員現状維持でいいと考える。判断材料についてだが、交付団体になったからということだけで、減額するほどの財政状況の悪化となっているというのは、データを見る限りでは言えないと考える。[委員]

- 一般職員の給料の減額や市民感情、市の財政状況からすればB案だと考えるが、特別職は富士市のリーダー的な存在であり、そういう人たちにやる気をもっていただく意味であればA案の現状維持もありうると思う。議員については議員定数の削減ということもある。やる気という意味ではA案もいいと思う。[委員]
- A案でいいと思う。市長は長い間給料が上がっていない。ここで引き下げるとやる気も下がってしまうのではないか。私自身も給料が据え置かれて更に下がったら、なぜこんなに頑張っているのにという気持ちになる。ただ、B案は根拠がきちんとしているし、税収も下がっていることにも触れられている。少しでも給料が下がれば、それが公表され、市民は痛みを分かち合ってくれていると感じるのではないか。分かりやすいのはB案である。[委員]
- 長たる者は責任を取らなければならない。一般職員についてはどんどん給料が減額されているのに、市長の給料が現状維持では、一般職員に市長の意向が伝わるのかと思う。前々回は増額を市長は遠慮した。それは自覚があったからだと思う。現状は税収が減って、交付団体となっている。当然自覚していると思う。人事院勧告どおりB案で責任を取りましたというところを市民に見せるべきだ。市長は重責があるからこそそれなりの責任を取るべきである。[委員]
- 前回の報酬審でも、減額案についてはその減額幅が問題となり、幅があまりにも狭いので、現状維持の結論に至ったと覚えている。B案に賛成だが、もしこれだけの下げ幅での結論に至ったとき、市民はどんな感覚を持つのかと思う。[委員]
- 市長の給料は平成8年度から長い間現状維持で、その間には景気がいいときもあったが、現状維持だった。景気が悪いのは、日本全国であり、行政の責任ではない。富士市の企業の撤退についても市長が悪いわけでもないし、会社の方針でそうなった。市長が代わっていたらそうならなかったとは言えない。また、市民感情の話は議会で議論されればいい。

人事院勧告に基づいた減額幅のB案で決めるのであれば、審議会を開催する必要はない。こういう数字に束縛されないから我々が集められている。今回こういう形で決定されるのであれば、次回も人欲に基づいてということになる。結論としてはA案に賛成だ。[委員]

- 税収は変わらないということだが、B案の下げ幅だけで痛み分けだと言われても納得できない。この金額を下げるのであれば現状維持でもいいのではないか。

下げるのであれば、市長に関して、1万円は減額してもいいと考えていた。[委

員]

- 市の事業の予算を削っていて、また、一般職員が給料を減額されているなかで、特別職が現状維持であるのは、実質的には上げられていると同じではないかと思う。引き下げるべきだと思う。B案に賛成である。[委員]
- 皆さんの意見を聞くとA案にもひかれるが、しかし、答申案の文面を見るとB案に賛成である。ただ、引き下げ幅は甘いと考える。引き下げ幅をこの審議会で検討したい。[委員]
- B案に賛成する方が過半数なので、B案を採用したいが、意見のある方は言っていただきたい。[会長]
- 下げる根拠が必要だが、難しい。他市との比較になるが、人口が多いほどリーダーは大変だ。他市との比較も重要だ。引き下げるのであれば、人事院勧告の根拠のあるB案でいいのではないか。[委員]
- 前回は意見を述べたが、この審議会の難しさの原因は、審議会条例によれば、本来、議案を上程する市長、議員の給料、報酬が、客観的な要因のなかで、民意を汲んで、正に民意が反映されている選挙で選ばれた議会で議論されて決めるというのがルールで、その中でさらに民意を聞く諮問機関として審議会が設置されており、審議会では、議案があらかじめできていて、具体的な案が示されて我々の常識で議論する場であれば意見が言いやすい。しかし、白紙で諮問され、減額幅、増額幅を出すというのは我々の能力に余ることであって、市民感情というけれども、我々は全市民に聞いたわけではないので、そういう立場の我々がこういう議論をするのはとても難しい問題を突きつけられていると思う。市民がどうだとか、民間がどうだということを重大に受け止めて結論に盛り込むのは議会に任せればいいのであって、我々の代表者が、どういう立場でどういう補償を受けるべきかは客観的な判断基準で決めた方がよい。

財政上それを出せるだけの資力があるのか、同様の類似都市ではどういう報酬内容なのかを比較することはできると思う。それ以上の市民感情に配慮したことをやるのは、答申を受けた上で、市長や議会が判断すればいいのであって、それを先回りしてあまりにも抑制した議論をすれば、結果的に減額案にふれてしまう。

しかしでてきた改定率はわずか0.21%。人事院勧告はあくまで一般職の数字であって、増額するときには特別職は上げるときはかなり上げてますよね。下げるときもそれだけ下げないと、ポーズと見られますよ。ですから私はA案に賛成です。

[委員]

- しかし最終的には議会が判断されるわけですよ。根拠のない数字は否決されますよね。そういう意味では人事院勧告に寄ったB案は議会では通ると考えます。これで否決されれば議員定数の削減で、もっとお願いしますよということになる。[委員]
- 報酬審では現状維持なのか、減額なのか、増額なのかという程度にしておいて、その幅についてはまさに議会で決めていただければいいのではないか。[委員]

- しかし、議会でも自分たちの給料を自分たちで決めるということは難しいのではないか。[委員]
- 2,000円程度の引き下げであればする必要はない。人事院勧告の数字はあくまで一般職の数字であって、市長の給料は長い間据え置かれている。市長は富士川町との合併についてもかなりエネルギーを使っており、そうしたことを評価してもいいと思う。[委員]
- この審議会では、客観的な要因から、今上げる時期だとか下げる時期だという判断はできるが、市長が市民感情に配慮して、答申を受けたが議案を上程しないことはあり得ることである。それは尊重しなければならない。なので、審議会の意見を市長が採用しなかったから審議会の存在意義がないのかということではない。平成20に審議会の増額の答申を受けたが辞退したのは、市長がより高い次元で考えて、市民感情に配慮したからに他ならない。それは尊重されなければならない。議会は市民感情も考慮した上で答申案を採用した。そういう立場もありうる。その上で考えると、この下げ幅でいいのか。もしこのとおりで議案が作成され、それが議会を通った場合、市民には一応下げるというポーズをとったとしか受け止められない。[委員]
- Q 前々回、議員が上がった根拠は？ [委員]
- A 前々回は、富士川町との合併により5～6%人口規模、財政規模が上がるということ等を根拠に、類似都市とも比較した上で審議会で答申しております。
- Q 税収が平成20年度から平成23年度にかけて8億減っているわけですが、地方交付税が10億4,000万円いただいています、これはどうして2億4,000万円の差がでてくるのでしょうか。[委員]
- A 合併特例という制度がありまして、基準財政需要額と収入額との差が交付税になるわけですが、当時富士市はすでに40億以上の差があり、合併すると富士川町分が吸収されてしまうこととなりますので、政府で特例を設けて、合併してからの7年間については、合併がないものと仮定して富士川町分の交付税を計算して交付を受けてまいりました。今回については、旧富士市が単独で交付団体となったということで12年ぶりに2億円ほど交付税を受けることになりました。
- 平成22年度から平成23年度にかけての税収の落ち込みは5億円ですよね。数字が落ちているのに、しかも交付税も受けているのに給料が現状維持はどうかと思う。[委員]
- 減額の幅の根拠ですが、税収が平成22年度から平成23年度まで1%減であるというは根拠にならないか。[委員]
- 税収だけで決めることはよくないと思う。特別職の働きぶりや市民の暮らしやすさ等を加味して決めるべきだ。今景気が悪いからこういう議論になっているが、富士市民としてのプライドがある。[委員]
- 資料の1ページを見ると、増額された改定の経過が載っているが、上がるときはかなり上がってますよね。特別職であれば当たり前だと思う。なので、下がる時

だけ一般職の人事院勧告を参考にというのは増減の幅にあまりにも大きな差があるのでおかしいと思う。一般職と同様に考えることはできない。この審議会では、相当額を上げる、引き下げるべきだという議論にとどめて、後は議会で論じてもらえればいい。我々の方に具体的な額まで求めることはそもそも無理だ。[委員]

○ 年収ベースでいうと、期末手当の率変化で減額されている。そうすると、年収ベースでは減額されているから、A案でいいではないか。[委員]

○ 人事院勧告も根拠となるのだから、B案で、年収ベースでの減額も盛り込んだらいかがでしょうか。[委員]

○ 期末手当が減額されていることはわかる。しかし平成22年度から平成23年度にかけて5億減額していることも考慮すべきだ。[委員]

○ 税収が1%下がっていることは根拠のある数字だ。もちろん市長の責任ではないが。年収ベースでは減額されているということも皆さん理解できたと思う。その上で改めて現状維持なのか、減額なのか、減額だったらその幅を税収1%減が妥当なのかどうかを議論したらどうだろうか。[委員]

○ 委員皆さんの意見の結論としては、減額の意見が多かったと思う。減額幅については、議論していただきましたが、税収が今1%落ち込んでいることを鑑みると、それに合わせたほうが、市民の方々に理解していただけるのではないかと考えます。
[会長]

③ 審議の結果

答申案については、審議経過及び内容を盛り込んで減額案を作成し、事前に各委員に確認していただき、再度修正答申案に対する意見をいただき、最終的には会長及び会長代理に一任することとなった。

2 審議会閉会

- ・ 市長への答申は会長と会長代理によって、1月9日（水）に行う。
- ・ 修正した答申書の写しは答申後に写しを各委員へお渡しする。
- ・ 当審議会の審議経過などは市のホームページで議事録等が公開されることになる。



平成25年1月9日

富士市長 鈴木 尚 様

富士市特別職報酬等審議会
会 長 増 田 正 之

特別職報酬等の額について（答申）

平成24年12月19日に市長より本審議会に諮問のあった市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び常勤の監査委員の給料の適正額について、広範な角度から厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、次の結論に達したので答申します。

記

1 特別職の報酬等の額

市長、副市長及び常勤の監査委員の給料の額並びに市議会議員の議員報酬は、次のとおり改定することが適当である。

職 名	改定前月額	改定後月額	改定額
市 長	1,000,000 円	990,000 円	△10,000 円
副 市 長	810,000 円	800,000 円	△10,000 円
常勤の監査委員	550,000 円	544,000 円	△6,000 円
議 長	660,000 円	653,000 円	△7,000 円
副 議 長	600,000 円	594,000 円	△6,000 円
議 員	530,000 円	524,000 円	△6,000 円

2 審議に当たっての基本的な考え方

- (1) それぞれの職の特殊性を判断し、責任の度合い、職務の困難性等を考慮する。
- (2) 人口規模や財政状況を勘案しつつ、他都市の報酬額との均衡が保たれるよう配慮する。
- (3) 国及び他都市の特別職の報酬等の改定及び人事院勧告に基づく一般職の職員の給与改定の状況を参考とする。
- (4) 世論や市民感情、民間における経済情勢を考慮する。

3 審議経過及び内容

市内の経済状況は依然として厳しく、大手製紙会社が生産を縮小したほか、特に中小企業はその多くが、ぎりぎりの会社経営を強いられている状況であり、今後もこうした状況が続くことが見込まれる。一方、市の財政状況についても、税収は徐々に落ち込み、平成23年度は前年度に比較し、約4億8,000万円の減収となったほか、本年度は12年ぶりに地方交付税の交付団体になった。

審議の経過では、富士市の財政状況が他市と比較して依然として健全であり、ここ数年の経済状況・財政状況の悪化は全国的な状況で、富士市だけに限定された状況ではないこと、富士市の特別職の報酬等の額は、類似都市の特別職の報酬等の水準と比較しても決して高いとは言えないこと、等の指摘があった。更に、ここ2年間で一般職の職員の給料が引き下げられているという事実があるとしても、一般職と特別職とではその職責に格段の違いがあり比較の対象とはならないこと、更にはそれぞれの職責の重大性も踏まえ、現状の水準が適当である、との意見があった。

一方、その報酬額等を引き下げるとしても、適正な引下げ幅について基準となる指標がなく、仮にこの間の一般職の職員の給料の引下げ率 $\Delta 0.21\%$ とすると、市長でもわずか2,100円の引下げとなってしまふ。また、単に一般職の職員の給料の引下げ率を適用するのであれば、多角的な視点からの検討を期待して審議会に報酬等の適正額の審査を諮問された意義を没却してしまうとの意見もあった。

しかし、当審議会としては、ここ数年の民間の厳しい雇用情勢・賃金状況、一般職の職員の給与の減額状況、補助金をはじめ諸々の予算が廃止又は削減され、少なからず市民生活にも影響が及んでいることから、特別職等の職責の重大性などを考慮しても、なおその報酬等の額を引き下げる必要があるとの意見が大勢を占めた。

また、報酬等の引下げの幅に関しては、財政力指数の低減、市税収入の減少など様々な財政的な数値、指標が悪化している中、特に市税収入の落ち込みを重視し、非常に難しい判断ではあったが、今回の答申に関しては、審議会での前回の答申時

の平成22年度から決算の終了している平成23年度までの市税収入の下落率約△1.0%に相当する金額を引き下げることとすれば、金額的にも6,000円から1万円の引下げ額となり、他の類似都市との均衡も保たれ、かつ、特別職等の活動に大きな影響を及ぼさない妥当な水準であるとの結論に至った。